

指導行政のポイント

見えてきた“インクルーシブ教育”の方向

菱村 幸彦

昨年末、中央教育審議会の初等中等教育分科会において「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」がまとめた「論点整理」が報告された。

多様な学び場を用意する

論点整理のポイントは、次の3点である。

(1) インクルーシブ教育システムの理念とその方向性に賛成。

(2) 特別な教育的ニーズのある子どもに対し最も確にこたえる多様で柔軟な指導の仕組みが重要。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性ある「多様な学び場」を用意しておくことが必要。

(3) 今後の進め方については、短期（就学相談、就学先決定、教員研修）と中長期（人的物的条件整備、教職員の確保と専門性の向上、特別支援教室の検討）に整理し、段階的に実施していくことが必要。

すでに本紙（昨年7月1日号）で解説したように、新政権は、内閣府に「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」）を設置し、障害者権利条約の批准のための国内法整備を検討しており、教育分野ではインクルーシブ教育の実現を課題としている。

インクルーシブ教育とは、障害児と健常児を分けないで、両者が共に生活し共に学ぶことを理念とする障害者教育をいう。昨年6月に推進会議がまとめた第1次意見書では、インクルーシブ教育システムを実現するため、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則（とする）」制度に改めるべきと提言した。

障害者権利条約が掲げるインクルーシブ教育の理念に異存はない。しかし、推進会議が提言するように、直ちに障害のあるすべての子どもを普通学校に就学させる制度に改めることには疑問がある。

というのは、現時点で障害のある子どもをすべて

地域の小・中学校に受け入れるとなると、障害のある子どもの精神的・身体的な能力を最大限に発達させることは難しいからだ。それを可能とするためには、施設設備の整備と専門教員・看護師・支援員等の配置が必要で、そのためには莫大な経費（文科省試算では最大12兆円）を必要とする。十分な条件整備のないまま、性急にインクルーシブ教育を推進することは、障害のある子どもの教育を損なう。

就学先決定の仕組みを見直す

昨年6月、推進会議の意見書を受けて、政府は、閣議決定で障害者制度改革の基本方針を定めた。そのなかで教育分野では、「インクルーシブ教育の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に結論を得るべく検討を行う」ことを掲げている。これを受けて、昨年7月、文科省は、中教審にインクルーシブ教育の在り方について諮問し、その中間報告として、今回の「論点整理」となった。

論点整理は、インクルーシブ教育の考え方に賛同しつつも、現行の枠組みを維持する方向で意見を集約している。そのなかで、まず問題となるのは、短期的課題として掲げた「就学先の決定」のあり方である。

論点整理では、就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則入学するという従来の就学先決定の仕組みを改める方向性を示している。すなわち、就学先の決定について、本人と保護者の意見を最大限に尊重して、市区町村教育委員会が決定する仕組みが適当とし、本人・保護者と教育委員会・学校の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて検討することを求めている。

インクルーシブ教育の枠組みが見えてきたが、今後の審議の行方に注目したい。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●1月19日発売！ 新教育課程にいかす電子黒板・デジタル教材の最新活用事例集！ A5判／208頁／定価2520円

『電子黒板・デジタル教材活用事例集』 赤堀 侃司（白鷗大学教授）【編】

教育行政からみた体験的戦後教育史『戦後教育はなぜ紛糾したのか』菱村 幸彦【著】